

サラリーマンの家計が狙われる!

組合員向けチラシ
はもうご覧に
なりましたか?



「働く」ってほとんどの人が『生活の糧』って言うけれど、実際に年間の「所得税額」を知っている人は少ないのではないのでしょうか。この時期だからこそ「給与明細」「源泉徴収票」をチェックして、今後あなたの家計を圧迫しようとする大増税を知ってください。そして、サラリーマン無視の増税に断固として反対し、「ストップ大増税の輪」に参加しましょう。

増税を知る

定率減税導入は

①景気回復、②税制の抜本改革、を条件に見直すことを前提とし1999年の小淵内閣が導入。

定率減税とは

算出された年間所得税額に対して、20%減額(上限25万円)。また個人住民税額は、15%(上限4万円)が控除されている。

CHECK 定率減税縮小・全廃

今年1月から定率減税が半減。今年の通常国会で来年から全廃が打ち出される予定。

諸控除の縮小

政府税調の論点整理では4~5年をかけて「給与所得控除(*サラリーマン必要経費)の縮小」「配偶者特別控除」「特定扶養控除(*16~23歳未満の控除額が上乘せ)の縮小」の三点が大きく打ち出されている。

なぜ反対なのか

- ◎恒久的減税は所得税の最高税率と法人税率の減税も含まれているのに定率減税だけを一方的に見直している!
- ◎政府の税金のムダ遣い。国民に負担を求める前に、徹底して歳出を見直すべき!
- ◎取りやすいところから取るサラリーマン増税ではなく、所得再分配機能の強化と不公平税制の是正など納得いく見直し!

増税額を知る

連合労働組合の執行委員・群馬太朗さんの家族は、奥さんの華子さん(103万円以下のパート)、長女の陽菜さん(16歳・高校生)、長男の颯太くん(5歳・幼稚園)の4人です。太朗さんの年収は600万円。定率減税と今後予想される諸控除の縮小が行われると、群馬さん一家の増税額はどうか?



給与所得税	現行	定率減税+控除見直し	
給与収入	600		600
-) 給与所得控除	174	縮小されると→	116
-) 各種控除	237		174
基礎控除(太朗さん分)	38		38
配偶者控除(奥さん分)	38	廃止されると→	0
扶養控除(長男分)	38		38
特定扶養控除(長女分)	63	縮小されると→	38
社会保険料控除	60		60
=) 課税所得	189		310
×) 税率	10%		10%
=) 所得税額	18.9		31.0
-) 税額控除(定額減税×20%)	3.8	全廃されると→	0
納付税額	15.1		31.0

(単位:万円)

定率減税+諸控除の縮小がされると
 所得税だけでも **159,000円増税**
 住民税を合わせると **280,000円増税の見込み**
 来年の定率減税全廃がされると
 所得税と住民税の増税は **56,000円増税**
 ※一定の条件にもとづく概算であり、あくまで参考としてください
あなたの増税はこうなる!試算してみよう!!
<http://www.jtuc-rengo.or.jp/daizouzei>

12・6 総決起集会



12月6日前橋テルサに500名が参加し、集会および市街地をデモ行進しました。全国一斉に行ったもので、連合群馬としてこのような大規模なデモ行進は十数年ぶり。凍寒の中、「大増税阻止の輪」を広めようと、熱くシュプレヒコールをあげました。

各組織で学習会



連合群馬では11月より各地協を中心に「サラリーマン大増税阻止学習会」を開催してきました。今後、組合員の理解活動として、単組・産別で学習会を開催しましょう。資料および講師を派遣しますので、ご相談ください。

(写真:サンデン労組学習会)